

「復興歩掛」及び「復興係数」の対象工事変更について

令和元年10月11日から導入した「復興歩掛」及び「復興係数」について、竹原市が発注する災害復旧工事の復旧・復興に向けた、円滑な施工を確保するための対策として導入しているところで

す。
令和3年度においても、7月、8月の豪雨によって市内各所に甚大な被害をもたらしたことから令和3年災害についても対象を拡大して適用します。

なお、対象工事等の適用内容についてはこれまでと同様です。

1 対象工事

竹原市が発注する災害復旧工事で、施工条件等を勘案し作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、入札公告の入札参加資格要件等の欄に適用する旨を記載するとともに、特記仕様書に適用する内容を記載します。

2 適用開始日（令和3年豪雨災害復旧工事の適用開始日）

令和3年11月5日から発注する工事

3 適用期間

令和3年3月22日の通知のとおり

4 お問い合わせ

竹原市建設部建設課

公共インフラ復旧・復興推進プロジェクトチーム

TEL 0846-22-7746